

長建国保持集号

建設長崎

3 March
号外
2024年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含みます

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹 印刷●(株)昭和堂 TEL 095-821-1234

組合議長
尾上正範氏
(東長崎支部)

去る二月二十九日(木)、セントヒル長崎において、各支部選出の組合議員三十一名(定数三十九名)の出席の下、第一〇八回組合会を開催しました。

議事については、尾上正範議長(東長崎支部)の進行の下、令和五年度決算見込等の報告の後、令和五年度補正予算、令和六年度事業計画並びに歳入歳出予算

案(二面参照)、規約の一部改正など全八議案が提案され、本年四月からの保険料改正案を盛り込んだ新年度予算が決定されました。

令和五年度決算見込
収支赤字

単年度一億二〇三三万円の

診控えの動きから受診機会が徐々に増加したこと、またインフルエンザの流行も考慮し、令和五年度における医療費は前年度比四・二三%増(当初予算時四・五〇%)の見込みとなっています。

これらのこと踏まえ、

決算剰余金としては四、〇

九八万円程度となる見込み

ですが、繰越金や基金繰入

等を除いた、単年度収支で

は、約一億二〇三三万円

の赤字となる見込みです。

財政難で保険料大幅改定へ

一人あたり月額一、五一二円、
介護分は四〇〇円引上げ

令和六年度の支出見込みでは、高齢者の医療費や介護付費が全国的に毎年増加していることを受けて、当組合が負担する後期高齢者支援金(拠出金)や介護納付金についても影響額を加味した予算計上となりました。一般医療費については過去三カ年度の医療費の実績と令和五年度の医療費推計を勘案し、前年度比四・六六%増と見込みました。

一方、収入面では、国庫補助金の定率分は前年度並みの補助水準で試算し、普段給付費が全国的に毎年増加していることを受けて、当組合が負担する後期高齢者支援金(拠出金)や介護納付金についても影響額を加味した予算計上となりました。一般医療費については過去三カ年度の医療費の実績と令和五年度の医療費推計を勘案し、前年度比四・六六%増と見込みました。

この不足額を保険料で補うと被保険者一人あたり月額一、三八一円の引上げが必要となります。

本来不足する財源は全額保険料で賄うべきところですが、理事会及び第一〇八回組合会において、保険料の引き上げを一人あたり月額一、五一二円、介護分につきは月額四〇〇円の引き上げをお願いすることといたしました。

健全な事業運営を進めるためには、令和六年度以降も組合員世帯の皆様に健全体の負担を引き続きお願いしなければなりません。組合員世帯の命綱である長建国保を将来にわたって維持していくため、これからも慎重に運営に努めてまいります。

令和6年度保険料を改定

令和6年度賦課区分別保険料(月額)

1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料

(単位:円)

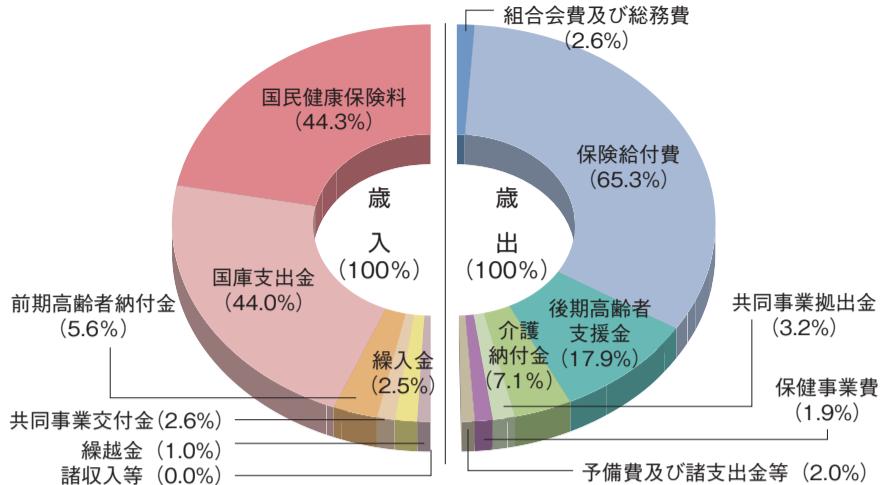
種別	区分	医療分保険料(月額)			支援金分保険料(月額)			保険料合計		
		現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額
組合員基本保険料	第1種(賃金・給与で就労する組合員)	13,800	900	14,700	3,100	800	3,900	16,900	1,700	18,600
	第2種(建設業許可等を有しない事業主)	17,900	1,200	19,100	4,000	1,000	5,000	21,900	2,200	24,100
	第3種(建設業許可等を有する事業主)	21,000	1,400	22,400	4,700	1,200	5,900	25,700	2,600	28,300
	第4種(第1種組合員で22歳未満の者)	9,000	600	9,600	2,000	500	2,500	11,000	1,100	12,100
	第5種(第1種組合員で30歳未満の者)	11,200	700	11,900	2,700	700	3,400	13,900	1,400	15,300
家族保険料	家族1人につき(5人を限度)	3,600	200	3,800	1,000	300	1,300	4,600	500	5,100

2. 介護分保険料

(単位:円)

種別	区分	現行	引上げ額	改定額
第2号被保険者	40~65歳未満の者(一人につき、5人を限度)	3,000	400	3,400

グラフで見る歳入・歳出規模



令和六年度の支出予算計上額は、法定に基づく後期高齢者支援金や介護納付金、一般医療費の伸び(四・六六%増)を含む保険給付費等の支出経費として総額四〇億七、二二五万一千円を見込みました。

収入では、現行保険料収入と、国庫補助については現行補助率(定率三十二%、六・四%)で見込み、支出経費を賄うには二億六、九〇八万円の財源不足が見込

ました。事業運営を乗り切ることと

確保を図り、令和六年度の

事業運営を乗り切ることと

しました。

まきました。

この不足する財源につい

ては、被保険者一人当たり

月額平均一、五二二円(介

護分保険料は一人四〇〇

円)の引き上げと、基金か

ら一億円の繰入により財源

確保を図り、令和六年度の

事業運営を乗り切ることと

しました。

【別表】届出が必要となる主な事由 (令和6年3月1日現在)

(令和6年3月1日現在)

該 当 事 由		提出いただく書類等
①	家族被保険者の年間総収入が130万円（60歳以上は180万円以上）の収入がある、または超える見込みがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・収入がわかる書類 (その方の源泉徴収票の写しなど) ・被保険者証
②	雇用保険の失業手当（日額3,612円以上）を受給する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証 (給付額の確認書類) ・被保険者証
③	組合員世帯の居住地を離れて大学等に就学、または新たに居住地を離れて大学等に進学する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証の写し、または在学証明書 <p>※新入学の方は在学証明書を提出して下さい。</p>
④	組合員世帯の居住地を離れて施設等に入所している、または新たに入所する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所等証明書
⑤	③・④以外の理由で居住地を離れる場合 ※転出先の国民健康保険に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合の被保険者証 ・住民票謄本
⑥	就職し健康保険証の交付を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合の被保険者証 ・就職先の健康保険証の写し
⑦	市町村国保に加入する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 <p>※資格喪失証明書を発行します。</p>
⑧	被保険者証記載の住所、氏名に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・住民票謄本

※被保険者証更新の際には、扶養家族の皆様の資格等につきまして書類にて確認させていただいています。

(被保険者)の加入要件は組合員の収入によりその世帯に属するご家族の生計が維持されていることが基本要件です。このことから、資格取得時や年に一度の保険証の更新等を通じて、ご家族の現況並びに収入の有無等について証明書類等により確認をしています。

▼資格確認を実施しています

また、三月・四月は就職などご家族に異動が多い時期となり、この時期に手続きが必要となる事例を「別

に所属支部へ届出下さい。

○組合員ご本人と同じ建設業に従事している方、又は法人役員として従事している方

限度額適用認定証及び高齢受給者証は使用することできません。

Page 1

の、本人確認

類
頃が必要です)
治証明書または就
局)の通帳の写
お問い合わせ下
み)
配偶者・扶養控除の
書類
書

収入等が確認で

手帳の写

Page 1

要)

民票謄本

付して下さい。

資格証明後、関
係出下さい。

扶養家族の現況確認 届出忘れがないようお願いします

各種届出はお早めに

～組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。～

■ 資格關係

★下記届出にはマイナンバーが必要です。番号がわかるもの、本人確認書類等をお持ち下さい。

■資格関係				★下記届出には、ナンバーが必要です。番号がわかるもの、本人確認書類等をお持下さい。			
こんなとき	提出いただく届出書等	添付いただく書類 (※別途個人番号が記載された書類が必要です)	提出期限				
○長建国保に組合員として新規に加入するとき (建設長崎に加入する際は組合費等の自動振替用の銀行通帳及び届出印など別途必要なものがあります。)	加入申込書 被保険者資格取得届 療養付加金用ゆうちょ口座届兼同意書	■住民票謄本 ■現在加入の被保険者証・就労証明書または就業届出書 ■組合員本人名義のゆうちょ銀行（郵便局）の通帳の写 ■建設業に従事している証明書類（別途お問い合わせ下さい。） ※扶養家族がある方（該当する場合のみ） ・加入者ご本人の確定申告書の写し（配偶者・扶養控除の場合のみ） ・源泉徴収票等の収入金額がわかる書類 ・パート等の給与支払（見込）証明書 ・高齢受給者証・在学証明書・施設在園証明書など	—				
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	■市町村国保の被保険者証・住民票謄本 ■収入等が確認できる書類	その都度				
○家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	■住民票謄本 ■会社の退職日がわかるもの ■離職証明書（基本手当額がわかるもの）	14日以内				
○出産したとき	被保険者資格取得届	■被保険者証 ■住民票謄本または母子手帳の写	14日以内				
○長建国保を脱退するとき	被保険者資格喪失届	■被保険者証（被保険者全員分）	直ちに				
○就職等で健康保険に加入したとき	被保険者資格喪失届	■被保険者証・就職先の健康保険証の写	14日以内				
○被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	■被保険者証・死亡診断書の写	14日以内				
○市町村国保に加入するとき	被保険者資格喪失届	■被保険者証（転出の場合は住民票謄本要）	その都度				
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	被保険者資格喪失届	■被保険者証、住民票謄本	その都度				
○住所、氏名が変わったとき	氏名・住所変更届	■被保険者証（被保険者全員分） ■住民票謄本	14日以内				
○被保険者証を紛失・破損したとき	被保険者証再交付申請書	■紛失の場合…紛失の場合は最寄の警察署にも必ずお届け下さい。 ■破損の場合…破損した被保険者証を添付して下さい。	直ちに				
○修学のため親元を離れる場合	修学・施設入所等届出書	■被保険者証・在学証明書	その都度				
○介護、福祉施設等に長期入所（入園）する場合	修学・施設入所等届出書	■被保険者証・入所（入園）証明書	その都度				
○組合員が法人として事業を行うようになったとき	健康保険適用除外承認申請書 (厚生年金取得届)	■健康保険適用除外承認申請書に組合員資格証明後、関係書類を添えて所轄の年金事務所へ14日以内に届出下さい。	14日以内				
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき	保険料賦課区分変更申請書	■区分変更の内容が確認できる書類	直ちに				
○40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき	介護保険適用除外等該当・非該当届	■施設の入所証明書	直ちに				

○添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

